

第87号

お茶の水女子大学学報

昭和57年7月1日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人学事	4
人学事	6
諸報	10
海外渡航	10
研修	10
公開講座	10
計報	12
新任者住所	12
職員の住所変更	12
職員の電話架設	12
日誌(抄)	12

関係法令

【法 律】

- 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(法律第55号、5月25日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第56号、5月25日官報号外)
- 日本学校健康会法(法律第63号、6月22日官報)

【政 令】

- 恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令(政令第146号、5月25日官報)
- 勤労者財産形式促進法施行令の一部を改正する政令(政令第147号、5月25日官報)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第148号、5月25日官報号外)
- 児童手当法施行令等の一部を改正する政令(政令第154号、5月31日官報号外)

【省 令】

- 児童手当法施行規則の一部を改正する省令(厚生省令第23号、5月31日官報)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第33号、6月2日官報)
- 昭和42年度以降における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の六に規定する仮定俸給の額等を定める省令の一部を改正する省令(大蔵省令第34号、6月2日官報)

学内規程

○お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学外国人客員研究員受入要項を次のように定める。

昭和57年6月4日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生
お茶の水女子大学外国人客員研究員受入要項
(趣旨)

- 1 この要項は、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)における外国人客員研究員の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)
- 2 この要項で「外国人客員研究員」とは、本学の教授、助教授若しくは講師に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者で、本学において共同研究に従事する外国人の研究者をいう。ただし、受け入れに関し、別に定めのあるものを除く。
(受入れの原則)
- 3 外国人客員研究員の受け入れは、研究、教育その他本学の運営上支障のない場合に限るものとする。
(受入期間)
- 4 外国人客員研究員の受け入れ期間は、原則として1月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は、受け入れ期間を更新することができる。
(受入れの申請)
- 5 外国人客員研究員を受け入れようとする部局の長は、当該教授会等の議を経て、外国人客員研究員受

入申請書（別記様式）を、受入れを希望する日の1ヶ月前までに学長に提出しなければならない。

（受入れの承認）

6 学長は、前項の申請を適当と認めたときは、次の各号の条件を付して、外国人客員研究員の受入れを承認するものとする。

- (1) 外国人客員研究員に対し、給与・旅費・滞在費・研究費等は、支給しないこと。
- (2) 外国人客員研究員に授業を担当させないこと。
- (3) 外国人客員研究員が、故意又は重大な過失により施設、設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を弁償されること。
- (4) 本学構内における外国人客員研究員の損害に対しては、本学は一切その責を負わないこと。

附 則

この要項は、昭和57年6月4日から施行する。

別記様式

外国人客員研究員受入申請書

学 長 殿		昭和 年 月 日
部局長 氏 名 印		
下記の者を、外国人客員研究員として受け入れたいので、承認くださるよう申請します。		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	(才) 国 籍
本国における所属機関・職名		
最 終 学 歴	年 月	学 位
主 な 職 歴		
受 入 学 科・共 同 研究者職・氏名		
研 究 題 目 及 び 研 究 計 画		
受 入 期 間	昭和 年 月 日 から	
	昭和 年 月 日 まで	
旅 費 の 出 途	渡航費	
	滞 在 費	
在 留 の 資 格・期 間(予定)		
宿 泊 場 所		
備 考		

○お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学放射線障害防止規程（昭和46年2月24日制定）の全部を改正する規程を次のように定める。

昭和57年6月14日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学放射線障害防止規程

（目的）

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」及び「人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）」の規定に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素等又は放射線発生装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いに伴う放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

（放射線障害予防委員会）

第2条 本学に、放射線障害予防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、放射性同位元素等の使用及び管理並びに放射線障害の防止に関する重要事項について基本方針を樹立し、審議し、及び連絡調整をする。

3 委員会に関する規程は、別に定める。

（放射線取扱主任者）

第3条 本学に、放射線障害防止について監督するため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1名を置く。

2 主任者は、法令の定める区分による放射線取扱主任者免状を有する者のうちから学長が選任する。

3 主任者は、法令及びこの規程に基づき放射線障害の防止に関する業務を統括する。

（ラジオアイソトープ実験室室員会）

第4条 本学に、ラジオアイソトープ実験室室員会（以下「室員会」という。）を置く。

2 室員会構成員は、放射性同位元素等の取扱に関する安全管理の業務に従事する。

3 室員会は、お茶の水女子大学理学部ラジオアイソトープ実験室規程第4条第1項に規定する者をもつて組織する。

第5条 主任者が、旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときは、学長は、その期間中、当該放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任代理者を選任するものとする。

2 放射線取扱主任代理者は、主任者の職務を代行する。

3 放射線取扱主任代理者は、主任者の職務を代行する。

第6条 放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄、検査等の業務（以下「放射線業務」という。）に従事しようとする者は、あらかじめその者の所属する部局の長の承認を得た上で、委員会に対し、次の各号に掲げる書類を提出し、登録の申請をしなけれ

ばならない。

- 一 放射性同位元素等の取扱者登録申請書（別記様式第1号）
- 二 就業前健康診断書（前年度に継続して申請の場合提出を要しない。）
- 三 入所前被ばく歴報告書（被ばく歴の有する者）
- 2 前項の申請があつたときは、当該申請に係る者について、別記様式第2号による放射線同位元素等の取扱者登録簿に登録する。
- 3 登録の有効期限は、登録した年度限りとする。ただし、継続の届出を行つた登録者については、その届出を登録の申請とみなす。
- 4 委員会は、登録した者（以下「取扱者」という。）の氏名を関係部局の長へ通知するものとする。
(管理区域等)

第7条 放射線施設（放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設、機器設置施設又は廃棄施設をいう。以下同じ。）を所管する部局の長（以下「所管部局の長」という。）は、管理区域を認定したときは、当該区域を標識により明示しなければならない。

2 取扱者以外の者は、放射線施設又は管理区域に立ち入つてはならない。ただし、主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者は、この限りでない。

(施設の維持管理)

第8条 所管部局の長は、当該所管にかかわる放射線施設の位置、構造及び設備について、法の定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 委員会の長は、前項の基準に不適合と認められる事態が生じた施設については、適切な措置を講ずるよう当該所管部局の長に連絡しなければならない。

(放射線業務一般)

第9条 放射性同位元素等の取扱いは、放射線施設で行うものとする。

2 放射線業務に従事するときは、主任者の指示及び別に定める使用心得等の定めるところに従わなければならない。

3 取扱者以外の者は、放射線業務に従事してはならない。ただし、行政権限に基づく立入検査を行う者又は放射性同位元素等の販売若しくは廃棄を業とする者は、この限りではない。

(有機廃液の焼却)

第10条 放射性同位元素を含む又は含んでいるおそれのある有機廃液は、貯蔵規制量以上の量を保管せず、放射性有機廃液用焼却炉（以下「焼却炉」という。）で焼却廃棄する。ただし、焼却する有機廃液の種類、性質、含まれる放射性同位元素の核種及び濃度は「放射性有機廃液の焼却に関する安全指針」に

よるものとする。

- 2 焼却炉の管理及び取扱いは、次のとおりとする。
 - 一 焼却炉は、ラジオアイソトープ実験室内設備として管理されるものとし、主任者は、その安全管理の実務を担当する。
 - 二 焼却炉の運転は、主任者又はそのために行う教育訓練を受けた者以外の者が行ってはならない。
 - 三 前号の教育訓練は、焼却炉の安全運転、異常時の処置、廃液の取扱及び測定記録等について行うものとする。
 - 四 焼却炉の異常を発見したとき又は緊急な事態が生じたときは、直ちに焼却炉の運転を停止しなければならない。
- 3 焼却炉の安全管理基準及び安全運転基準は、別に定める。
(測定)

第11条 次の項目については、主任者又は主任者等の指導を受けた取扱者が、別に定める使用心得の定めるところにより測定し、取扱者が測定した場合は、その測定結果を速やかに主任者に提出するものとする。ただし、取扱者に対しての第2号の適用にあたつては、法令の定める基準に従い、測定記録の写を交付しなければならない。

- 一 放射線障害のおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定
- 二 放射線施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定
- 2 前項の測定結果に異常が認められるときは、主任者は、直ちに委員会に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

(教育訓練)

第12条 委員会の長は、取扱者に対し、放射線障害を防止するために必要な教育訓練を法令の定める基準により行わなければならない。

2 教育訓練の実施担当者は、主任者又は委員会の長が承認した経験者とする。

(健康診断)

第13条 所管部局の長は、当該所管にかかわる施設の取扱者に対し、次の各号に定めるところにより、それぞれの項目について健康診断を行わなければならない。ただし、管理区域隨時立入者については、それぞれの項目について6月を超えない期間ごとに1回とする。

- 一 3月を超えない期間ごとに1回
 - イ 皮膚の検査
 - ロ 白内障に関する目の検査（中性子線、アルファ線及び重陽子線による被ばくのおそれのある

場合に限る。)

二 6月を超えない期間ごとに1回

イ 被ばく経歴の評価

ロ 末しよう血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

ハ 末しよう血液中の赤血球数、血球素量又は全血比重

2 前項の規定にかかわらず、所管部局の長は、次の各号の一に該当する者に対し、速やかに医師の診療又は処置を受けさせなければならない。

一 保安設備の破損等の緊急時に際し、著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれの生じた区域にいあわせた者

二 一定期間内に受けた線量が、法令に定める許容被ばく線量を超えた者

三 放射性同位元素を誤つて飲み込み、又は吸い込んだ者

四 容易に除去することができない程度に皮膚が汚染された者

五 皮膚の創傷部が汚染された者

3 所管部局の長は、第1項による健康診断の結果について、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 放射線取扱者健康診断票(別記様式第3号)に記録し、永久保存すること。

二 健康診断を受けた者に対し、記録の写を交付すること。

(放射線障害者等に対する措置)

第14条 所管部局の長は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者に対し、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、療養等必要な措置を講ずるものとする。

(記録及び保存)

第15条 主任者は、次の各号に関する記録を別に定める様式に従い、確實に記録し、又は記録の確認をしなければならない。

一 放射性同位元素(表示付放射性同位元素装備機器を含む。以下二、三号において同じ。)の受入れ

二 放射性同位元素、放射線発生装置の使用

三 放射性同位元素等の保管、運搬及び廃棄

四 取扱者に対する教育訓練

五 第11条第1項第1号の測定

六 第11条第1項第2号の測定

2 前項各号に関する記録の帳票は、1年ごとに閉鎖し、所管部局の長が保存する。

3 帳票の保存期間は、第1項第1号から第5号までに関する記録の帳票にあつては、閉鎖後5年間とする。

4 第1項第6号に関する記録の帳票にあつては永久とする。

(緊急時の措置)

第16条 火災その他の災害、保安設備の故障、破損等の不測の事故若しくは盗難、紛失等により放射線障害の発生するおそれのある場合、又は放射線障害が発生した場合は、速やかに主任者に通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合には、直ちに避難警告、隔離、汚染の防止並びに除去等適切な措置をとるとともに、委員会の長及び所管部局の長に報告しなければならない。

3 委員会の長は、その状況を判断し、法令の定めるところにより、所轄の警察署、消防署又は保健所に直ちに通報するとともに、科学技術庁その他関係機関への届出に必要な書類を遅滞なく学長に提出するものとする。

(実施規程)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、委員会の議を経て、各施設ごとに別に定める。

附 則

1 この規程、昭和57年3月31日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、「ラジオアイソトープ実験室運営委員会」を同条の規定による委員会とみなす。

○お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和57年6月14日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生
お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第一号中「教育学専攻」を削り、同条第三号中「文学科」の前に「国」を加える。

附 則

この規程は、昭和57年6月14日から施行する。

人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採用)			
57. 6. 16		畠江 敬子	文部教官(講師家政学部)に採用する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(配置換)			
57.6.1	文部事務官 (附属図書館 閲覧係長)	岩淵 恵	附属図書館司書係 長に配置換する
ク	文部事務官 (附属図書館 参考係長)	沢柳 友子	附属図書館閲覧係 長に配置換する
ク	文部事務官 (附属図書館 司書係長)	腰塚 延治	附属図書館参考係 長に配置換する
(併任)			
57.6.1	文部教官(教 授 家政学部)	林 雅子	家政学部長に併任 する 併任の期間は昭和 58年4月1日まで とする 評議員に併任する 併任の期間は昭和 58年4月1日まで とする
(事務代理)			
57.5.21	文部教官(教 授生活環境研 究センター)	五十嵐 優	生活環境研究セン ター長事務代理を命 ずる
57.5.25	文部教官(教 授 家政学部)	津守 真	学長事務代理を命 ずる
57.5.31	文部教官(教 授生活環境研 究センター)	五十嵐 優	生活環境研究セン ター長事務代理を免 する
57.6.4	文部教官(教 授家政学部)	津守 真	学長事務代理を免 する
(臨時の任用)			
57.5.6		大井 靖	文部教官(附属小 学校教諭)に臨時 的に任用する 任期は昭和57年6 月16日までとする
57.6.17	文部教官(附 属小学校教 諭)	ク	臨時の任用を更新 する 任期は昭和57年7 月23日までとする
◎学内委員			
発令年月日	現官職	氏名	異動内容
57.4.1	教 授	浅見千鶴子	児童学科主任を免 する
ク	ク	大塚 雅彦	児童学科主任を命 する
ク	ク	林 雅子	被服学科主任を免 する
ク	ク	中島 利誠	被服学科主任を命 する
57.5.1	ク	浅見千鶴子	所員(保健管理セ ンター)に併任する 併任の期間は昭和 59年4月30日まで とする
◎非常勤講師			
発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
57.5.1		光野 正幸	講師(文教教育学部) に採用する 任期は昭和57年9 月30日までとする
57.5.6		下京真由美	講師(附属小学校) に採用する 任期は昭和57年7 月20日までとする
ク		武隈 愉子	講師(附属小学校) に採用する 任期は昭和57年6 月10日までとする
発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(講師(家政学部))			
57.5.16		岡田 陽子	講師(家政学部) に採用する 任期は昭和57年9 月30日までとする
ク		林 隆子	ク
ク		古松 弥生	講師(家政学部) に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
(併任)			
57.6.1	文部教官(名 古屋大学助教 授)	伊藤 嘉昭	講師(理学部)に 併任する 併任の期間は昭和 57年6月30日まで とする
(辞職)			
57.4.30	講師(家政学 部)	高部 啓子	辞職を承認する
ク	ク	猪又美栄子	ク
57.6.15	ク	畠江 敬子	ク
◎非常勤職員			
発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
57.5.1		高橋 正明	事務補佐員(入学 主幹付)に採用す る 任期は昭和58年3 月31日までとする
ク		富田 裕子	事務補佐員(理学 部)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
ク		稻垣富美子	事務補佐員(家政 学部)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
ク		五十嵐百蔵	臨時用務員(附屬 学校部)に採用す る 任期は昭和58年3 月31日までとする
57.6.1		小栗美佐子	事務補佐員(学生 課)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
57.6.16		木村しづ子	臨時用務員(家政 学部)に採用する 任期は昭和57年7 月15日までとする
ク		大吉みのり	事務補佐員(家政 学部)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
ク		中村 和美	ク
(任用更新)			
57.6.1	教務補佐員 (家政学部)	柿澤 良子	任用を更新する 任期は昭和58年3 月31日までとする
(辞職)			
57.5.15	事務補佐員 (施設課)	山口 弘子	辞職を承認する
57.6.30	教務補佐員 (家政学部)	原田 則子	ク

学 事

○昭和58年度 お茶の水女子大学大学院理学研究科修士課程学生募集要項

1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び昭和58年3月卒業見込の者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大を卒業した者
- (4) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査(筆記試験・口述試験)、調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目	専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数学	10名	9月14日(火) 9:20~ 10:50	一般・基礎教育科目 (微積分代数と幾何位 相空間)	化学	10名	9月13日(月) 10:30~ 12:00	一般・基礎教育科目 (化学及び※「物理学又 は生物学」)
		11:00~ 12:30	外国語 (英・独・仏・露のうちか ら2か国語を選択)			13:00~ 16:00	専門科目(化 学)
		13:30~ 15:30	専門科目(数学)			9月14日(火) 10:00~ 12:00	外国語 (英・独・仏・露のうちか ら2か国語を選択)
		16:30~	口述試験			13:30~	口述試験
物理学	10名	9月14日(火) 9:20~ 10:50	一般・基礎教育科目 (物理学)	生物学	10名	9月14日(火) 10:00~ 12:00	外国語 (英・独・仏・露のうちか ら2か国語を選択)
		11:00~ 12:30	外国語 (英・独・仏・露のうちか ら2か国語を選択)			13:00~ 16:00	専門科目(生物学)
		13:30~ 15:30	専門科目(物理学)			16:30~	口述試験
		16:30~	口述試験				

※物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。ただし、志望区分「化A」「化F」志望者は第1志望、第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

4. 出願期間

昭和57年8月30日(月)から9月6日(月)まで。

郵送する場合は、必ず書留として「大学院入学願書」と朱書きし、9月6日(月)までに必着のこと。

5. 出願手続

(1) 願書受付

ア 場所 お茶の水女子大学理学部事務部

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

電話：東京（03）943-3151（大代表）

イ 時間 平日は午前9時から午後3時まで

土曜日は午前9時から11時30分まで

(2) 提出書類等

ア 志願者名票、受験票及び履歴書（本学所定の用紙）

イ 卒業（又は見込）証明書

ウ 健康診断書（本学所定の用紙）

エ 調査書（本学所定の用紙）

オ 検定料 14,000円 現金又は郵便為替

カ 受験承諾書 在職者及び他の大学の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。

（様式随意）

キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、60円切手をはった定形郵便物用封筒を同封する。

6. 合格者の発表

(1) 9月24日（金）正午の予定。理学部1号館内公示板に掲示するとともに、合格通知書を送付する。

(2) 入学手続関係書類は、昭和58年3月中旬に送付する。

7. 修了の条件及び学費

(1) 修業年限は2年以上とする。

(2) 総計30単位以上修得すること。

(3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。

(4) 入学料 100,000円、授業料 年額 216,000円

8. その他の

(1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。

(2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、70円切手をはった定形郵便物用封筒（23.5cm×12cm）を同封すること。

(3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒（切手貼付）を同封し、必ず返信先を明記すること。

9. 第2次募集

実施の有無については合格発表の日に公示する。

10. 大学所在地案内

都営バス 大塚2丁目停留所前

地下鉄 丸の内線 茅荷谷駅から徒歩約5分

地下鉄 有楽町線 護国寺駅（音羽口）から徒歩約5分

○ 昭和58年度 お茶の水女子大学大学院家政学研究科（修士課程）

学生募集要項

1. 専攻名及び募集人事

専 攻 名	募集人員
児童学専攻	8
食物学専攻	10
被服学専攻	8
家庭経営学専攻	6

2. 修業年限 2年

3. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和58年3月卒業見込みの者を含む。）
(2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4. 選考方法 入学者の選考は、筆記試験、口述試験及び調査書等を総合して決定する。

5. 出願手続

- (1) 入学願書・写真票及び受験票 用紙は本学で交付
(2) 卒業証明書又は卒業見込証明書
(3) 推薦書 指導教官又は主任教官等により作成されたもの（形式随意、用紙はB5版縦長横書とする。）
(4) 調査書 用紙は本学で交付
(5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付
(6) 写真 正面上半身の名刺型で出願前3か月以内に撮影したもの（本学から交付する写真票及び受験票に貼付）
(7) 受験許可書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。

前記書類を一括し、入学検定料を添えて所定の期日までに本学に提出すること。

郵送の場合は、必ず書留郵便（〆切日の消印有効）とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書きすること。

検定料（14,000円）は定額小為替とし、受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入して同封すること。また、返信用封筒（あて先を表記し60円切手を貼付）を同封すること。

6. 出願期間・選考期日・願書受付場所

区分 専攻名	第1次募集		第2次募集		備考
	出願期間	選考期日	出願期間	選考期日	
児童学専攻	昭和57年9月21日(火)		昭和58年1月18日(火)		各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
食物学専攻	昭和57年10月13日(水)		昭和58年2月2日(水)		
被服学専攻	昭和57年9月27日(月)		昭和58年1月24日(月)		
家庭経営学専攻					

(1) 受付時間 平日 午前9時～午後11時30分 午後1時～午後3時30分
土曜日 午前9時～午前11時30分

(2) 受付場所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 電話 (03) 943-3151 (大代表)

本家政学部事務部

(都バス大塚2丁目又は地下鉄茗荷谷・地下鉄護国寺下車)

7. 日時割及び試験場所

(1) 筆記試験・口述試験

専攻名	筆記試験		口述試験 16:10~
	外國語 9:30~11:00 11:15~12:00	専門科目 13:00~16:00	
児童学専攻	児(第一以外の外国語で外国語科目に入っているもの)	(1)児童学(発達・保健・臨床・福祉・保育) (2)論文	口述試験は専攻(学士論文のあるものは学士論文を含む。)について行う。
食物学専攻	第一外国語(英・独・仏の内一)	(1)一般化学 (2)栄養学・食品学・食品貯蔵学・調理学	
被服学専攻	第二外国語	(1)一般化学(無機・有機・物理化学) (2)被服材料学(繊維化学を含む)・被服整理学(染色化学を含む) (3)論文	
家庭経営学専攻	食・被・家経(英・独・仏の内第一以外のもの)	(1)服飾美学(服飾史を含む)・被服構成学のいずれか1科目 (2)論文 (1)家政学原論・家庭経済学・家族関係学 (2)論文	

1. 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

- . 家庭経営学専攻志願者は、①大学院入学後の研究計画及び②卒業研究要旨又はこれにかわるもの各1,000字以内にまとめて当日持参すること。
 ハ. 被服学専攻志願者のみ、選択科目名を入学願書及び写真票に記入すること。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

8. 検定料・入学料及び授業料 検定料 14,000円 入学料 100,000円 授業料(年間) 216,000円

9. 合格者発表

第1次募集で合格した者には昭和57年10月21日(木)、第2次募集を行った場合は昭和58年2月10日(木)頃本人に通知するとともに学内にその氏名を掲示する。

10. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

11. 注意事項

- (1) 出願書類等の請求又は照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒(あて先を表記し70円切手を貼付)を同封すること。
- (2) 出願手続き後の書類変更や検定料の払いもどしができない。
- (3) 第2次募集実施の有無は第1次の合格発表と同時に発表する。

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
生活環境研究センター教授	福場博保	ニュージーランド	国際シンポジウム「人間と動物の栄養における食物繊維」出席のため	57. 5. 21～ 57. 5. 30	研 修
学 長	藤巻正生	アメリカ合衆国 カナダ	日本学術振興会日米科学協力事業における共同研究の実施併せて国際食品科学工業連合役員会およびカナダ食品工業学会創立25周年記念大会に出席のため	57. 5. 25～ 57. 6. 3	出 張
文教育学部助教授	奥水はる海	スイス連邦	第2回国際スポーツ科学史セミナー出席のため	57. 6. 5～ 57. 6. 15	研 修

○研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
行政管理セミナー（第6回システム・エンジニアコース）	57. 5. 10～6. 4	(1) システムの分析・設計作業に従事する者 (2) ソフトウェア全般に関する知識と2年以上のプログラム経験を有する者	会計課 峯村 薫	行政管理庁行政管理局

○ 昭和57年度 お茶の水女子大学公開講座募集要項

1. 講 座 名 「形・色・美」

2. 講座のねらい

「形」も「色」も「美」も、ものに備わる性質である。この中では、「形」がもっともはっきりしており、主観に依存するところが小さいという意味において、客観的である。「色」は人によって、見え方が必ずしも同じではない。光線が変われば、同じものが違って見える。「美」はさらに主観に左右される度合が大きい。Aが美しいと言うものを、Bはむしろ醜いと感じる—そういうことも決してすくなくない。

この講座では、本学の各学部、各学科の教官をなるべく広く講師として、それぞれ専門の立場から、この形、色、美の問題を多角的、かつ平易に考察しようとするものである。

受講者が、ものの見方に新しい視点をうると同時に、うるおいのある学問の香りを汲みとられることを期待する。

3. 日程及び学習内容

(前半) 午後1:10～2:40 (後半) 3時～4時30分

実 施 日 時	学 習 課 題	学習方法	講 師 名
9月11日(土) 午後1:10～4:30	形・色・美	挨拶	お茶の水女子大学長 藤巻 正生
	美は色や形ではきまらない	講義	お茶の水女子大学教授 外山 滋比古
9月18日(土) 午後1:10～4:30	形の物理学と光の神秘	〃	同 助教授 板倉 寿郎
	発達と精神病理	〃	同 助教授 柴田 文明

実施日時	学習課程	学習方法	講師名
9月25日(土) 午後1:10~4:30	土地自然の色と形	講義	同教授 正英
	丸い直線	"	同教授 立花俊一
10月2日(土) 午後1:10~4:30	優美と壮美 —構想力のゆくえ—	"	同教授 小倉志祥
	型、情調、舞踊美	"	同教授 松本千代栄
10月9日(土) 午後1:10~4:30	児童画を通して考える	"	同教授 津守真
	細胞と生物の形づくり	"	同教授 荒木忠雄
10月16日(土) 午後1:10~4:30	英文学における廃墟について	"	同講師 富山太桂夫
	プラトン哲学における形相(イデア)と美	"	同助教授 土屋賢二
10月23日(土) 午後1:10~4:30	楽器の形の問題	"	同教授 大宮誠
	生物の形と構造多糖	"	同教授 瀬野信子
10月30日(土) 午後1:10~4:30	調理学における形・色・美	"	同助教授 島田淳子
	美術の場合	"	同教授 坂本満

4. 受講資格 社会人を対象とし、学歴、資格、性別を問いません。
5. 募集人員 200名
6. 受講料 2,500円
7. 会場 お茶の水女子大学 一般教育2号館
8. 申込方法 受講申込書並びに受講料を添えて、本学学生部公開講座担当掛にお申し込みください。(電話・郵送による申込みはご遠慮ください。
ただし、人数に制限がありますので、先着順で満員になり次第締切ります。)
9. 受付期間 昭和57年8月23日(月)~昭和57年8月27日(金) 10時~12時、13時~15時
10. 修了証書 全講義中6日以上出席された方に差し上げます。
11. 大学所在地案内
 文京区大塚2-1-1 TEL. (943) 3151 (代表)
 地下鉄 丸の内線茗荷谷駅下車徒歩5分
 " 有楽町線護国寺駅 " "
 国鉄 大塚駅から都営バス(塚20番)大塚駅前→大塚2丁目停留所前
 " 池袋駅から都営バス(塚67番)池袋駅前→ "

計 報

○網 祐次 名譽教授

名譽教授網 祐次氏には呼吸不全のため、6月12日逝去されました。享年84才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には昭和45年秋の生存者叙勲で勳三等旭日中綬章が授与されておりましたが、このたび生前の功績により正四位に叙せられました。

○新任者住所

○職員の住所変更

○職員の電話架設

日 誌 (抄)

5月6日(木) 昭和60年度共通第1次試験検討委員会、第25回東京地区国公立大学入学

主幹、入試担当課長会議(於:電気通信大学)

5月7日(金) 留学生顧問教官会議、電子計算機室運営委員会、昭和57年度臨時関東甲信地区国立大学会計部課長会議(於:東京大学)

8日(土) 第30回東京地区国公立大学体育大会第1回実行委員会(於:東京学芸大学)

10日(月) 昭和60年度共通1次試験検討委員会、国立大学入学者選抜研究連絡協議会関東甲信越地区協議会(於:学生会館)

11日(火) 部局長会議、名譽教授称号授与式及び名譽教授との懇談会、R I 実験室運営委員会

12日(水) 各学部教授会、国立7大学理学部事務長会議(於:新潟大学)

13日(木) 第43回国立7大学理学部長会議5月13・14日(於:新潟大学)

14日(金) 大学院日本育英会奨学生選考会

17日(月) 学生委員会、学寮委員会、学寮協議会、極低温実験室運営委員会

19日(水) 人間文化研究科会議、教務委員会、入試委員会小委員会、定例学生大会

20日(木) 生活環境研究センター運営委員会

21日(金) 臨海実験所運営委員会、文部省共済組合主管課長会議(於:国立科学博物館)、国立大学附属図書館事務部課長会議(於:東京医科歯科大学)

24日(月) 国立大学事務局長会議(於:国立教育会館)

25日(火) 評議会、部局長会議

26日(水) 各学部教授会、昭和57年度国立学校經理部課長会議5月26日・27日(於:東京医科歯科大学)

27日(木) 一般教育委員会、レクリエーション運営委員会、事務連絡会議

28日(金) 学寮委員会、学寮協議会、国立大学学生部次長、課長・国立高等専門学校学生課長会議(於:全国町村議員会館)

31日(月) 開學記念事業

6月1日(火) 学生定期健康診断6月1日～3日

2日(水) 予算委員会、国立大学入学者選抜研究連絡協議会6月2・3日(於:京都府中小企業会館)

3日(木) 昭和57年度新入生セミナー打合せ会

- 6月5日(土) } 一般教育学会4回大会(於:関西大
6日(日) } 学
- 7日(月) 施設計画委員会、日本育英会奨学金
1年1次特別奨学生選考会、R I 実
験室運営委員会
- 8日(火) 部局長会議、附属学校教育研究委員
会
- 9日(水) 各学部教授会、国立学校施設担当部
課長会議 6月9・10日(於:東京農
林年金会館)
- 11日(金) 女性文化資料館運営委員会
- 12日(土) 第29回東京地区国公立大学連合文化
会(美術部門)学生委員分科会(於
:本学)
- 14日(月) 評議会、部局長会議、附属図書館運
営委員会、公開講座委員会
- 15日(火) 国立学校及び所轄機関等庶務部課長
会議 6月15・16日(於:一橋講堂)
- 16日(水) 教務委員会
- 17日(木) 昭和58年度教育実習説明会、イン
ド・タミールナド州教育大臣来学、
昭和57年度入学主幹連絡協議会 6月
17・18日(於:九州大学)、第29回国
立大学附属図書館協議会総会 6月
17・18日(於:信州大学)
- 18日(金) 外国人留学生懇談会、昭和57年度国
立大学一般教育担当部局協議会 6月
18・19日(於:大分大学)
- 22日(火) 国立大学協会第70回総会 6月22・23
日(於:国立教育会館)
- 23日(水) 人間文化研究科会議、微音祭プレ企
画
- 24日(木) 一般教育委員会、国立大学長会議
(於:国立教育会館)
- 25日(金) 学生委員会、学寮委員会、学寮協議
会、事務連絡会議、国立大学協会第
37回事務連絡会議(於:国立教育会
館)
- 28日(月) 昭和57年度大学入学者選抜・教務関
係事項連絡協議会及び昭和58年度大
学入学者選抜共通第1次学力試験実
施担当者会議(於:中野公会堂)
- 29日(火) 第19回東京地区国公立大学厚生補導
職員研修会 6月29日～7月2日(於
:山中共同研修所)
- 30日(水) 第2次学生定期健康診断